

## 歴史的公文書の選定基準について

### 1 比較

#### (1) 国

資料5別紙1 行政文書の管理に関するガイドライン  
別表2 保存期間満了時の措置の設定基準

#### (2) 本区

資料5別紙2-1 葛飾区歴史的公文書の保存及び公開等に関する要綱  
資料5別紙2-2 歴史的公文書選別基準 具体例

#### (3) 豊島区

資料5別紙3 豊島区重要公文書選別基準

#### (4) 世田谷区

資料5別紙4 区長が定める重要公文書の評価選別に関する基準

### 2 検討

#### (1) 豊島区の基準にあつて、葛飾区の基準にない項目

- 4 地方自治制度に関する公文書
- 10 起債、補助金及び貸付金に関する公文書
- 22 区内の史跡、文化財等に関する公文書  
→本区では、基準1(3)や基準11(1)で保存している。
- 25 白書や報告書など、区が区民及び外部に対して情報を周知するために発行した刊行物  
→本区では、歴史的公文書の保存及び公開等に関する要綱別表の欄外、「※各課で作成した行政刊行物のうち重要なものは保存する。」に基づき保存している。

#### (2) 世田谷区の基準にあつて、葛飾区の基準にない項目

- 21 マイクロフィルム文書管理規定に基づき作成及び保存されているフィルム文書  
→H16までにマイクロフィルムに撮影された長期保存文書のことを指している。葛飾区ではそういった文書はない。

### 3 本区の方向性(案)

歴史的公文書の選定基準に、以下の2点を追加したい。

- ・起債、補助金及び貸付金に関する公文書のうち重要なもの
- ・区が発行した刊行物のうち重要なもの